

ちくほう 労働者支援だより

日曜労働相談会のご案内

解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談をお受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料

【日時】 令和6年11月24日(日)
10:00~18:00まで (受付は17:30まで)

【場所】 筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電話】 0948-22-1149

◎予約優先 (予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

秘密厳守

(労働者・事業主いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



労働のお悩み 出張相談会のご案内

下記日程で出張相談会を行います。労働者、事業主どちらの相談もお受けします。

働く上での悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。相談無料、秘密は厳守します！

※予約制ですので開催日前日15時までにご予約をお願いします。

【お申し込み先】 筑豊労働者支援事務所 ☎0948-22-1149



市町村名	開催日時		会場
赤村	11月6日(水)	13:30~16:00	赤村役場 和室1・2
添田町	11月8日(金)	13:30~16:00	添田町役場 1階 特一会議室
福智町	11月11日(月)	13:30~16:00	福智町役場 3階 会議室
糸田町	11月13日(水)	13:30~16:00	糸田町役場住民センター2階 第4研修室
川崎町	11月18日(月)	13:30~16:00	川崎町役場 2階 会議室2
小竹町	11月20日(水)	13:30~16:00	小竹町役場 会議室
大任町	11月21日(木)	13:30~16:00	大任町役場2階 第2研修室
香春町	11月22日(金)	13:30~16:00	香春町役場 第2会議室
鞍手町	11月25日(月)	13:30~16:00	総合福祉センターくらの郷 相談室
桂川町	11月28日(木)	13:30~16:00	住民センター2階 会議室

※飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市、田川市については、別途出張相談を実施しております。次ページをご参照下さい。

福岡県の最低賃金は、

令和6年10月5日から 1時間 992円 に改正されます。

(※令和6年10月4日までは1時間941円)

- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 日給の場合は【日給÷1日の所定労働時間】、月給の場合は【月給÷1箇月の平均所定労働時間】の金額を比較してください。
- 特定の産業には別途、特定最低賃金が定められています。
 - ◆ 製鉄業等、電子部品等製造業、輸送用機械器具製造業、百貨店・総合スーパー、自動車(新車)小売業
※18歳未満又は65歳以上の方、雇用後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方は除きます。



詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室（電話：092-411-4578）または、お近くの労働基準監督署にお尋ねください。最低賃金特設サイトもあります。



最低賃金制度 検索

労働相談（無料）のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、パワハラなどの職場の人間関係等、労働問題の相談をお受けしています。相談無料、秘密厳守、電話でも対応いたします。お気軽にご相談ください。

※労働者・事業主どちらからの相談もお受けいたします。

ご相談や出張相談の予約
はこちらにお電話ください
☎ 0948-22-1149



区分	日時	会場
通常相談 (来所・電話)	平日 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
夜間電話相談	毎週水曜日 17時15分～20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp
職場の悩み相談 (女性対象)	毎月第1水曜日 10時～12時 (前日12時までに要予約)	イイツカコミュニティセンター (飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」)
出張相談	毎月第2火曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	宮若市役所 会議室
	毎月第3火曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等

福岡県労働教育講座（労働者さま、求職者さま等 対象）

福岡県労働経営セミナー（企業経営者さま、人事・労務担当者さま等 対象）のご案内です。



講師 Profile

九州大学法科大学院卒業
福岡県弁護士会所属
福岡県労働法制委員会委員
九州大学基幹教育院非常勤講師
九州弁護士会連合会事務局長

テーマ〔労働教育講座〕

労働者の多様性

（高齢者・再雇用、LGBTQ、外国人、障がい者、派遣等）と働き方
〔労働経営セミナー〕

労働者の多様性

（高齢者・再雇用、LGBTQ、外国人、障がい者、派遣等）とその対策

講師 弁護士 岡田 一志 先生

とき 令和6年11月14日（木）※両方とも申込まれて差し支えありません。

労働教育講座 18:30～20:00（18:00開場）

労働経営セミナー 14:30～16:30（14:00開場）

ところ 飯塚市役所 1階多目的ホール（飯塚市新立岩5-5）

参加無料（要申込・先着順）

会場：25名 オンライン：500名

オンライン（Zoom）同時開催

講師 Message

近時、社会の変化に伴い労働者の働き方についても大きな変化が見られます。

職場における労働者間のトラブルも多種多様になっています。

労働教育講座では、労働者一人ひとりが、働きやすい環境を作るために、どのようなことを考えないといけないのか、法的な観点からご説明します。

会社としても、それに応じた対応、環境整備が求められているところであり、不適切な対応を取ってしまった場合には、その責任を負うことになりかねません。

労働経営セミナーでは、法律、裁判例を中心に、労働者の多様性の広がりについて会社がどう対応していくべきか、ご説明します。

お申込み方法、
詳細は、右の
二次元コード



または、[https://
www.pref.fukuoka.lg.jp/
contents/](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/)

2024roudoukouzasemina.html

セミナー・講座のお問合せ先
福岡県福祉労働部労働局
労働政策課（労働福祉係）

TEL：092-643-3587

福岡県筑豊労働者支援事務所
からのご提案です。

働き方改革、
はじめませんか？



詳細は、下の二次元コード

または、[https://
www.pref.fukuoka.lg.jp/
contents/
2024yokabaikerubaiboshu.html](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/2024yokabaikerubaiboshu.html)



福岡県働き方改革実行企業

よかばい・かえるばい企業 参加募集中!!

「よかばい・かえるばい企業」とは「魅力ある職場づくり」を目指して働き方を見直すための取組を宣言し、実行する福岡県内の企業さまのことです。

「よかばい」とは？ 「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と
「良い【=よか】（good）」という意味です。

「かえるばい」とは？ 「定時退社【=かえる】して残業を削減する」と
「変える【かえる】（change）」という意味です。

- ▶登録後は、助成金、セミナー等の情報をメールで送信します。
- ▶県の競争入札参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象です。
- ▶その他のメリットは、左のホームページまで。

福岡県の広報部長のエコトンだトン。

エコトンもご参加を首を長くして、お待ちしているトン!

（「エコトンの首はどこ？」は、言わないで欲しいトン!）



「従業員数100人以下」
の事業主のみなさまへ

令和6年10月からパート・アルバイトの方の 社会保険の加入条件が変わります！

◆ 令和6年（2024年）10月から、従業員数51人以上の企業等で働くパート・アルバイト等の短時間労働者の方が、新たに社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象になります。



（1）対象企業

- **従業員数51人以上の企業**（これまでは従業員数101人以上の企業）
- 従業員数は、「現在の厚生年金保険の適用対象者」（以下のA+Bの合計）になります。
A（フルタイムの従業員数）+ B（週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数）
※従業員にはパート・アルバイトを含みます。

（2）加入対象者：以下の全てに該当するパート・アルバイトの方が新たな加入対象者です。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**
- 所定内賃金が**月額8万8千円以上** ※基本給と諸手当の合計（通勤手当・残業代・賞与等は除く）
- **2ヶ月を超える**雇用の見込みがある
- **学生ではないこと** ※休学中、定時制、通信制の方は加入対象です。

（3）社会保険に加入するメリット

- 《医療メリット》健康保険に加入すると、病気やけが、出産などで会社を休まなければならない場合、傷病手当金や出産手当金として、給与の3分の2相当の給付が受け取れます。
- 《年金メリット》厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて、「厚生年金」が受け取れます。

（4）事業所向けの支援制度

- **キャリアアップ助成金**
非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。詳しくは福岡労働局またはお近くのハローワークへお尋ねください。
 - **専門家活用支援事業（無料）**
適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を年金事務所を通じて無料で派遣する事業です。対応方針の検討、従業員への説明のサポート等にご活用ください。お申し込みはお近くの年金事務所へ。
- 🔗 社会保険適用拡大に関することは「特設サイト」及び二次元コードからご参照ください。



社会保険適用拡大特設サイト

検索

働く皆様に安心を。

中退共^{CHU-TAI-KYO}で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

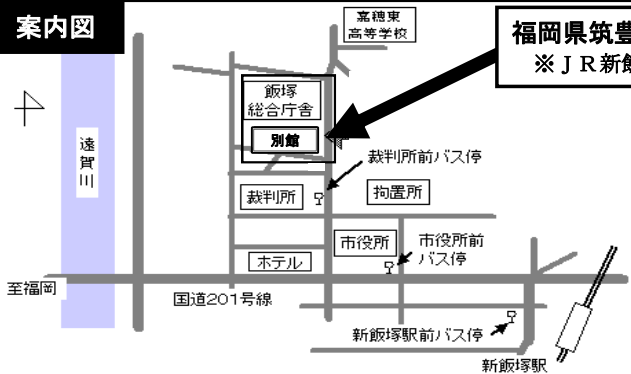
- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

案内図



福岡県筑豊労働者支援事務所（飯塚総合庁舎別館2階）

※JR新飯塚駅から徒歩約15分

■編集・発行■

令和6年10月発行



X
(IBTwitter)

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

TEL：0948-22-1149

FAX：0948-22-4118



ホームページ